

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)」が届いておりますのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ (新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報) に掲載しております。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局 : 石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1001 号
令和 6 年 10 月 17 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 仲村 尚司

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。
本年 3 月末で終了となった新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置について、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっております。

本件は、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となることから、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきたい旨、周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)

(令和 6 年 10 月 4 日 (日医発第 1172 号 (健II)))

※関係文番は文番管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 1172 号（健Ⅱ）
令和 6 年 10 月 4 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

今般、厚生労働省より本会に対して標記の事務連絡がなされ、周知方依頼がありました。

本事務連絡は、本年 3 月末で終了となった新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置について、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて：
令和 6 年 5 月 28 日付日医発第 417 号（健Ⅱ）
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の取扱いについて：
令和 6 年 3 月 21 日付日医発第 2211 号（健Ⅱ）
- ・新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について：
令和 6 年 3 月 8 日付日医発第 2160 号（地域）（健Ⅱ）

事務連絡
令和6年10月3日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年5月24日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。